

令和7年度世田谷区若者の居場所事業
(校内カフェ) 補助金事業者募集要項

令和7年5月

世 田 谷 区

目 次

1	募集の趣旨	2
2	応募資格	2
3	対象事業	3
4	補助対象活動期間	3
5	補助額・対象経費	3
	（1）補助交付額	3
	（2）補助対象経費の特記事項	4
	（3）補助金の支払について	4
6	令和7年度募集スケジュール（予定）	4
7	応募の手順・方法	5
	（1）事前相談	5
	（2）応募書類の提出	5
8	結果通知	6
9	留意事項	6
10	問い合わせ先	7

1 募集の趣旨

世田谷区（以下「区」という。）では、「世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）」に基づき、主に高校生世代から青年期（おおむね18歳以上30歳未満）の若者（以下、「青年期等の若者」という。）が、自身のニーズや特性に合った居場所を選択し、居場所での様々な人との出会いや経験等を通して、「若者が自分らしくチャレンジでき、主体的・継続的に活躍できる」環境づくりの推進に努めています。

そのため、青年期等の若者がアクセスしやすい身近な地域に、多種多様な特色を持った若者の居場所を充実させ、居場所の選択肢を増やすとともに、居場所での出会いや経験等を通じて、若者の自立（※）への後押しを行うことを目的に、若者のための居場所づくりに取り組んでいる運営団体に対し、居場所運営に係る経費を補助する「若者の居場所補助事業」を実施します。

令和7年度については、高校生世代の若者にとって身近な学校内に、気軽に立ち寄り、安心して過ごせる居場所（以下「校内カフェ」という。）を創出するとともに、保護者又は学校教員以外の大人である運営団体スタッフや地域の大人との出会いや交流を通じて、若者の地域参加のきっかけをつくることを目的に、校内カフェの開設及び運営を行う事業者を募集するものです。

（※）若者の自立

…「様々な場や人とつながり、色々な頼り先をつくりながら、自己選択・自己決定し、自分らしく生きていくこと。」

（出典：子ども・若者総合計画（第3期）p69より）

2 応募資格

今回の募集に応募ができる事業者は、対象事業の校内カフェを実施する NPO 法人、社会福祉法人その他の団体であって、次の（1）から（5）の要件を全て満たす事業者とします。複数の事業者が共同で申し込むことはできません。

- （1）東京都内に事務所又は活動拠点を有する法人又は団体であること。
- （2）校内カフェを開催する学校から当該事業を実施することの了承を得ていること。
- （3）若者支援の充実に関し、熱意及び見識を有していること。
- （4）区の支援関係機関等の周知に協力すること。
- （5）区の広報活動等に協力すること。
- （6）政治活動若しくは宗教活動又は営利を目的としないこと。
- （7）その他、世田谷区若者の居場所事業補助金交付要綱（以下「補助要綱」という。）及び必要に応じて行う区が指示する事項を遵守すること。

3 対象事業

補助金の交付の対象となる居場所事業は、次に掲げる要件を満たす「校内カフェ」事業になります。

- (1) 区内の高等学校で、概ね月1回以上（年間8回程度）、無料で開催すること。ただし、学校の長期休業期間中（8月）は原則として開催月から除く。
- (2) 校内カフェの開催中は、原則3名以上の運営スタッフを配置すること。
- (3) 運営スタッフは、生徒が安心して自分らしく居られるよう配慮するとともに、生徒が安心して自分の思いを表明できるよう、生徒の思いを受け止め、寄り添うこと。
- (4) 生徒同士又は運営スタッフや地域の大人との交流を促進し、多世代交流の場となるよう努めること。
- (5) 生徒が校内カフェでの大人との交流等を通じて、地域参加のきっかけがつけられるよう工夫をすること。
- (6) 居場所運営について、生徒が意見表明を行う機会を設け、生徒の意見を居場所運営に反映すること。
- (7) 飲料又は軽食を無料で提供すること。
- (8) 生徒の状況に応じて、支援機関等に紹介する等の適切な対応を行うこと。
- (9) 活動を通じて、宗教、政治、営利の活動を行わないこと。
- (10) 事故に備えた傷害保険及び賠償責任保険に加入すること。

4 補助対象活動期間

審査結果通知後～令和8年3月31日

※審査結果の通知は、6月中旬頃を予定しております。

5 補助額・対象経費

(1) 補助交付額

補助交付額は、下記表の補助基準額と補助対象経費の合計額とを比べて少ない方の額となります（※1,000円未満の端数切捨て）。

区分	令和7年度補助基準額 (上限)	補助対象経費
事業運営費等	1 居場所あたり 240千円（年額）	本事業実施に必要な人件費（職員報酬、職員諸手当及び法定福利費、共済費、報償費、旅費）、需用費（食糧費、

		消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、その他区長が必要と認める経費
--	--	---

※ 実際の交付額を保証するものではありません。補助額は世田谷区補助金交付規則に基づき、予算の範囲内で決定します。

※ 対象事業を実施するにあたり、他の補助金、協賛金、寄附等の収入がある場合は、補助金の交付額からその相当額を差し引くものとします。

（２）補助対象経費の特記事項

- 選定結果通知日以降に支出したものが補助対象経費です。
- 以下の経費は対象外です。

- ・ 本事業と関わりのない経費
- ・ 他の助成金・補助金の交付対象となっている経費
- ・ 営利を目的とした活動、政治活動、宗教活動にかかる経費
- ・ 公の秩序又は善良の風俗に反する活動にかかる経費
- ・ 団体等の運営に係る経費や恒常的職員に係る人件費等の経常的な経費（例 日常的に使用する事務所の賃借料など）
- ・ その他、合理性が認められないと区が判断した経費

（３）補助金の支払について

補助金は、交付決定後の請求に基づき、交付決定額を一括で支払います（概算払い）。

※なお、実績報告に基づき、区が補助基準に満たないと判断した経費や、補助金に残金が生じた場合等は返金していただきます。

6 令和7年度募集スケジュール（予定）

募集開始から事業開始までのスケジュール（予定）は下記のとおりとなります。

日 程	内 容	備考
5月30日（金）	募集開始	要事前相談
6月13日（金） 午後5時まで	応募〆切	
〃	書類審査	※追加で書類の提出を求めることがあります。

6月中旬（予定）	事業者決定	※選定結果を通知します。
6月中旬（予定）	必要書類の提出	
6月下旬（予定）	補助金の支払い	
7月以降（予定）	事業開始	

7 応募の手順・方法

（１）事前相談

応募にあたっては、必ず事前に子ども・若者支援課事業担当へ相談してください（電話で予約の上、来庁願います）。

（２）応募書類の提出

以下をご確認いただき、漏れなく応募書類を提出してください。なお、この申請に必要な費用は、全て申請者の負担となります。

① 提出期限

6月13日（金）午後5時

② 提出方法

郵送又は持参によりご提出ください。

※ 持参によりご提出される場合は、事前に電話予約の上で来庁願います。

※ 応募書類を修正する場合、修正液や修正テープ等は使用できません。訂正部分を二重線で抹消の上、余白に正しい内容を記載してください。

③ 提出先

〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-33（西棟3階305番窓口）

世田谷区子ども・若者部子ども・若者支援課事業担当

受付時間：平日の午前9時～午後5時まで

電 話： 03-5432-2585（直通）

④ 応募書類

提出いただく書類については、応募書類一覧をご確認ください。

※ 応募書類は、下記区ホームページからもダウンロードできます。

区ホームページ：<https://www.city.setagaya.lg.jp/02236/25676.html>

《応募書類一覧》 提出部数：正本１部、副本１部

提出書類			備考
A	交付申請書		第１号様式
B	執行計画書		第１号様式別紙１
	別添１	定款（規約、会則等）	・ 法人の場合は定款や規約を提出してください。 ・ 法人格を有しない場合は会則を提出してください。
	別添２	団体の事業概要がわかる書類	・ パンフレット等団体の事業概要がわかる書類を提出してください。 ・ 既存の書類がない場合は新たに作成してください。
	別添３	団体の資格を証明する書類	・ 法人の場合は登記簿謄本を提出してください。 ※３か月以内のもの ※コピー可 ・ 法人格を有しない場合は、団体創立時の総会の議事録及び直近の総会の議事録を提出してください。
	別添４	従事者名簿	第１号様式別紙１別添１
	別添５	開設計画書	第１号様式別紙１別添２
	別添６	若者の居場所事業（校内カフェ）協力校確認書	第１号様式別紙１別添３ ※協力校が作成のうえ提出してください。
C	事業計算書及び収支計画書		第１号様式別紙２

※追加資料の提出を求めることがあります。ご承知置きください。

８ 結果通知

提出いただいた書類をもとに審査し、審査結果を６月中旬頃（予定）にお知らせいたします。なお、申請内容を一部修正の上、選定する場合があります。

※補助金は世田谷区補助金交付規則に基づき、予算の範囲内で決定します。

９ 留意事項

応募にあたっては、以下の留意事項をご確認ください。

- ・ 応募書類の作成、提出に関する費用は、提出者の負担とします。
- ・ 応募書類に虚偽の記載をした場合には、提出された応募書類を無効とします。

- ・ 応募書類等の提出書類を郵送で提出する場合、未着・遅延については、理由の如何にかかわらず、受け付けません。
- ・ 提出された応募書類は原則、返却しません。
- ・ 提出された応募書類は、選定・審査以外に提出者に無断で使用しません。選定された応募書類を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとします。
- ・ 応募書類提出後は、原則、応募書類に記載された内容の変更を認めません。ただし、区が必要と認める場合は、内容の修正や追加書類の提出を求めることがあります。
- ・ 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限ります。
- ・ 区が提供する資料は、本件の応募以外の目的で使用することを禁じます。
- ・ 区は、この案件に応募した者の団体名及び選定理由（審査経過等）等を公表することができます。
- ・ 選定された事業予定者は、事業実施にあたり、事業内容等について詳細を区と協議するとともに、区の事業に協力してください。
- ・ 選考結果を待たず物品購入等の準備を開始することは妨げませんが、そのことにより不利益が生じても区は責任を負いません。

10 問い合わせ先

世田谷区子ども・若者部子ども・若者支援課事業担当

住所：〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-33（西棟3階305番窓口）

電話：03-5432-2585 FAX：03-5432-3050

受付時間：平日 午前9時～午後5時